



## 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に関する意見書案

いまわが国において、新型コロナウイルス感染は第4波をむかえ、三度目となる緊急事態宣言が発出される状況となっている。自宅で入院を待ちながら亡くなる事例も出るなど医療のひっ迫はとくに深刻である。ワクチン接種も急がれているが、順調にいても7月末までに接種を終えられるのは65歳以上の国民や医療従事者などごく一部の国民に限られており、多くの国民がワクチン接種を終えるのは今秋以降になるのは確実である。

世界的に見ても、インドなどで変異株が猛威を振るい、国により感染状況やワクチン接種の状況に違いはあるが、世界保健機関WHOは今年中に世界全体での集団免疫の獲得はあり得ない、としており、世界的規模で感染を収束させる見通しはいまだにたっていない。

このような感染状況のなかで7月に東京オリンピックを開催することについては、どの世論調査でも五輪の中止や再延期を求める声が約8割に上るなど、国民的な危惧の声があがっている。また、報道機関(毎日新聞5月4日)が行った全国知事調査でも「感染状況にかかわらず開催すべきだ」と回答した知事はいないとしている。

オリンピック開催は、全世界から数万人規模の選手・関係者が来日するといわれており、さらなる感染拡大のリスクがあるとともに、オリンピックへの医師・看護師の派遣、特別な病床の確保など、医療現場へ多大な負荷をかけることになる。また、各国の感染状況の違いなどにより、練習環境やワクチン接種に格差があり、フェアな競技環境が整えられているとはいえない。

各国選手団の受入を予定していた自治体には事前合宿のキャンセルが相次ぎ、予定通り受け入れる自治体では新たな感染対策の追加などが大きな負担となっている。

コロナ対策とオリンピック開催が両立できないことは明らかである。

開催国である日本政府が中止の決断をすれば、国際オリンピック委員会はその決定をくつがえすことはできない。国民の命を最優先する立場から開催国の政府として、今年の夏のオリンピックは中止の決断をくださるべきである。

よって、●●議会は国会及び政府に対し、新型コロナウイルスの感染拡大が続くなかでの東京オリンピック・パラリンピックは開催中止を決断し、国民の命を守る諸施策の遂行に全力を傾注するよう強く要望する。

## 国際人権法に基づき出入国管理法の抜本的見直しを求める意見書案

今年3月、名古屋出入国管理局で長期間収容されていたスリランカ人女性が死亡する痛ましい事件が起きた。遺族や支援者は日本政府に対し、事実経過や責任の所在など真相解明を強く求めている。

近年、オーバーステイなどの外国人が出入国在留管理庁収容施設に長期間収容され、施設内で死亡するケースが相次いで発生している。

入管収容施設は本来、在留資格がない外国人を本国に送還するまでの待機施設である。危険な状況から逃れてきた難民申請中の人や、帰国させる格別の理由もなく送還の目途が全く立たない人などを長期間収容することは、本来の目的から逸脱していると言わざるを得ない。

国連人権理事会恣意的拘禁作業部会は2020年8月、日本政府に対して、入管収容は恣意的拘禁にあたり国際法違反であると指摘し、「出入国管理及び難民認定法」(入管法)を国際人権基準に則って見直すよう求めた。

外国人との共生社会の実現に向け、国籍や在留資格に関係なく、すべての人の基本的人権を平等に尊重する入管制度に改善することは急務である。

そのためには、逃亡のおそれがあると裁判所が認められた場合にのみ収容すること、逃亡のおそれがない又は疾病等により収容継続の相当性がないと認められる場合は仮放免措置を行うこと、在留特別許可の申請手続の創設など、法制度の改正が必要である。

よって、●●議会は、国会及び政府に対し、国際人権基準に則った入管法の抜本的見直しを強く要望する。

6月議会向け意見書案です。それぞれの議会の実情と提出時期の情勢に合わせて加筆修正をお願いします。



